

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

（保険契約の申込みの許可の申請）

第一百七十七条 [略]

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる書類が英語で記載されたものであるときは、第二条に規定する訳文を付すことを要しない。

【一～四 略】

五 前各号に掲げる書類（英語で記載されたものに限る。）の概要の訳文（金融庁長官が必要と認める場合に限る。）

別紙様式第 9 号 (第117条関係)

(日本産業規格 A 4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定生命保険契約の申込みの許可申請書
年 月 日
金融庁長官 殿
住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第 2 項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の特定生命保険契約の申込みの許可を申請します。
記

【1～15 略】

(備考)

【1・2 略】

3 保険契約者が法人であつて、被保険者がその法人の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族である場合には、被保険者についてはその旨を記載すれば足りる。この場合において、当該被保険者が保険金その他の給付金を受け取る場合には、保険金その他の給付金の受取人についてもその旨を記載すれば足りる。

4・5 [略]

（保険契約の申込みの許可の申請）

第一百七十七条 [同上]

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

【一～四 同上】

【五を加える。】

別紙様式第 9 号 (第117条関係)

(日本産業規格 A 4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
生命保険契約の申込みの許可申請書
年 月 日
金融庁長官 殿
住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第 2 項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の生命保険契約の申込みの許可を申請します。
記

【1～15 同左】

(備考)

【1・2 同左】

【加える。】

3・4 [同左]